

令和5年度 預かり保育（1号認定入園者対象）のご案内

《チャオバンビーニクラブ》

対 象 者	すべての在園児が対象になります。
実 施 日	原則として、休園日を除く毎日。（実施しない日もあります。）
実 施 時 間	保育終了後 午後5時まで
料 金	1時間 300円（税込）

《チャオバンビーニクラブ 新2号認定》

対 象 者	就労や介護など保育を必要とする方で、住民登録がある市町から「新2号認定（施設等利用給付2号認定）」を受けた方が、対象となります。
実 施 日	平日：原則として、休園日を除く毎日。（実施しない日もあります。） 長休：夏休み（夏期保育日を含む）、冬休み、春休み期間中の実施日。
実 施 時 間	平日：保育終了後 午後5時まで 長休：夏休み、冬休み、春休み期間中は、午前8時30分から午後5時まで。 ※日進市外在住の方は、午後6時まで可とします。ただし、午後5時～6時の利用分は、別途300円（税込）お支払いいただきます。
料 金	平日：650円/1日、長休：950円/1日（税込）
そ の 他	1日当たり、450円の補助金給付を受けることができます。 保育を必要とする範囲内での利用となります。 利用人数には限りがありますので、利用できない場合もあります。

※「新2号認定」を受けるための基準は、保護者のいずれの方も以下の条件に該当する方です。

（日進市の認定基準）

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
1 就労	居宅外で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること 居宅内で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること
2 産前産後	出産予定日12週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内であること
3 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神または身体に障害を有する状態であること
4 介護	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護していること
5 就学	月60時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7 その他	虐待やDVのおそれがあること。 育児休業取得中の利用（当該年度4月1日時点で3歳以上児のみ。） 上記1～6に類する状態にあること。
8 求職活動	就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること

（東郷町の認定基準）

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
就労	月60時間以上就労している
出産前後	出産前後である（産前産後各2か月間）
保護者の疾病・障がい	病気または心身の障がいにより、保育ができないと認められる
同居家族の介護・看護等	病気や心身に障がいのある家族を常時介護又は看護している
災害復旧	災害により居宅が破損し、その復旧のため保育ができない
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を常時かつ継続的に行っている （雇用保険制度の給付に基づく90日まで）
就学	就学・技能習得のため保育ができない
育児休業	育児休業取得中に、3歳児以上の兄弟が新規に入所する
その他	その他特別な事情により家庭で保育できない場合

※その他の市町にお住まいの方は、お住まいの市町へお問い合わせください。